

閱 覧 用

平成19年度
第 3 回

赤磐市行財政改革審議会

会 議 録

赤磐市行財政改革審議会

午後 1 時30分 開会

事務局 それでは、定刻が参りましたので、会議の方を始めさせていただきます。

ただいまの出席人数が13名でございます。本日は 委員が御欠席の連絡をいただいております。あと、 委員、 委員が現時点で欠席されておりますが、追って見えられるかもしれません。

ということで、始めさせていただきますが、赤磐市行財政改革審議会要綱第 6 条第 2 項の規定によりまして、過半数の方の出席をいただいておりますので、この会議の方が成立いたしました。

それでは、会長から開会の宣告、ごあいさつをいただき、引き続いて議事進行の方をよろしくお願いいたします。

議長 ただいまから赤磐市行財政改革審議会会議運営規程第 4 条第 1 項の規定により、平成 19 年度第 3 回行財政改革審議会会議を開催いたします。

皆さん、こんにちは。本日は雪が舞う中、お寒いところ、また非常に御多忙の委員の方々多いと思いますけれども、お集まりいただきましてありがとうございます。少し遅くなりましたけれども、本年もよろしくお願いいたします。

昨年の10月5日に第2回の審議会が開催されまして、それ以来、数えてみますとほぼ4カ月ぶりぐらいになると思いますけれども、そういう審議会の開催ということになりました。本日の審議会では、そのときに中間報告をさせていただきました今年度の大仕事であります赤磐モデルにつきまして、皆さんの御承認をいただきたいというのが本日の会議の大きな目的でございます。

この4カ月におきまして、また我々を取り巻く社会経済情勢というものも大きく変わりました、特に大きな変化が経済情勢でありまして、皆さんも御承知のとおり、アメリカに端を發するサブプライムローンの問題が今アメリカ経済を疲弊させておりまして、それがまた世界経済にも波及をしているという状況でありまして、その影響を最も受けてるのは実は日本経済なんです。アメリカ経済とかなり依存してるということで、そういうことになってるわけですが、今後の景気動向というのは非常にそういう意味では予断を許さない状況でありまして、そういう経済情勢は当然のことながら国家財政や地方財政にも大きな影響を与えることになります。そういう経済環境の変化があるわけでありまして、どういふ経済環境の中にあっても、この赤磐市財政が持続可能となり、赤磐市民の生活の「とりで」となると、こういう仕組みをやはり確立していかなければならないというふうに私は考えております。そのための行財政改革の仕事が今我々に与えられた仕事であるというふうに位置づけられるというふうに思うわけですね。そういう意味では、この会議に与えられた任務は非常に重要でありまして、皆さんの活発な御意見によりまして、きょうの会議がぜひ実り多いものになるように御協力のほどよろしくお願いいたします。本日はよろしく申し上げます。

それでは、赤磐市の行財政改革審議会会議運営規程の第 6 条第 2 項の規定によりまして、会

議録の署名をいつものとおり2名の方をお願いしたいというふうに思っております。委員名簿の順に、　　さん、それから　　さんをお願いしたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、会議次第に従いまして、議事の進行をしてみたいと思います。

きょうの議事進行のペーパー、ごらんのとおり審議事項はただ1つでありまして、先ほど言いましたように平成19年度の提言、それも官民の役割分担のルールづくりという赤磐モデルの内容についての御承認というのがきょうの審議事項であります。これにつきまして、私の方からまず説明あるいは御報告をさせていただきたいというふうに思います。

御承知のとおり、今年度、本審議会では赤磐市の公共施設の見直しにつきまして重点的に審議を行うということを委員の皆さんの御同意をいただきまして、仕事を始めました。そのために、やはりこれだけの大人数ではなかなかちょっと審議が難しいということで、分科会を設置させていただきまして、これについても皆さんの御同意をいただいた上で、私を含みまして6名の委員の方々がその分科会のメンバーになったわけです。そして、6名の委員の方々が7月から12月にかけて6回にわたり会議を開催いたしまして、昨年末ですか、皆さんの手元にきょうのたたき台となります案をお送りしたと思いますけども、そういうふうな形で我々の6名の委員の会議の結果がそういうペーパーとして出たわけでありまして、いきなりどうでしょうかという話もなんですので、まずその会議の経過と申しますか、どのような形で審議をしたのか、10月にも少しお話をしましたけども、改めて少し経過報告をさせていただいた上で、その提言の中身についても若干の説明をさせていただきたいと思います。

まず、経過報告でありますけども、先ほど言いました6名の委員の方が第1回目の分科会、昨年の7月6日でありましたけども、集まっておきまして、初めはどんな話をすればいいのかという、そういうことも皆目見当つきませんでしたので、フリートークという形で皆さんの公の施設の見直しに関する御意見をお聞きしまして、その上でどんな順序で話をしていくかということも決めたわけです。そこでは施設の現状はよくわからないというふうな御意見も出まして、実際にじゃあちょっと具体的な施設の現状を典型的なものを含めて聞いてみようとか、あるいは施設の分類をしてはどうかとか、そういうふうないろんな話が出まして、そういう中で2回目は8月10日にあったわけですけども、この赤磐市の市内の施設を地域限定の施設、これはその地区だけで住民の方だけで使う、いわゆる公民館とかコミュニティーハウスのような、ああいう施設ですけども、地域限定施設であるとかスポーツ施設であるとか、あるいは図書館とか、そういうふうな形で9つの区分に分類をしまして、それぞれの区分ごとに実際に施設の現状について、その中の典型的な施設をピックアップしまして聞いたわけでありまして。そういう中で、フリートークというか議論する中で何か生まれてくるんじゃないかということで議論をしまして、3回目あたりから私の方でちょっとたたき台を出しまして、こんな形で考えてはどうかというふうな案を出したわけです。それが行政と民間の役割分担の考え方と

ということで中間報告、昨年の10月にも少しお話をしたと思いますけども、4点ほどいたしましたけども、あのような役割分担の基準のたたき台を提示したわけです。

そういう形で3回目の話をし、そして4回目あたりで、ちょっと時間的になかなか今年度まとめていくに当たってすべての施設の現状を聞くのも無理だということで、もう少し公の施設のルールを少し抽象的な話になりますけども、考え方について議論を集中して話をしようというようなことから、4回目の分科会で、きょうお示しをしました行政と民間の役割分担基準としての市民必要性とか市民公共性、それから採算性とか指定管理可能性のような、そういう4つの基準の輪郭というものが4回目の分科会あたりで出てきまして、かなり輪郭がくつきりしたわけです。

5回目の分科会では、こういうルールに基づいて評価シートも作成しようということで、評価シートの作成などもここでは行いました。

そして、6回目に皆さんのいろんな意見を踏まえて、こんな形ではどうかということで修正をして出てきましたのが、今回お示しをしました平成19年度赤磐市行財政改革に関する提言についてという、このペーパーであります。これは既に皆さんのお手元に郵送で届いてるかと思うんですが、今度はこの中身についてちょっと簡単に説明をしておきたいと思います。

この提言について、最初に提言のかがみ部分がありますけども、次を開いていただきますと、赤磐市の公の施設の見直しに関する提言案というのが出てまいります。今回の提言のポイントは大きな項目の2番でありまして、行政と民間の役割分担基準とその運用についてというところがありますが、ここが今回の提言の一番大きなポイントであります。ここでは公の施設をどうするか、行政が管理するのか民間がやるのかということで、大きく5つの基準から見ていったらどうかということでありまして、1つは地域限定性の状況というふうにありますけども、(ア)としてありますが、これは先ほど言いましたコミュニティーハウスのような、赤磐市民全体が使うというよりも地区単位といたしますか、町内会単位のような、そういう利用者で利用がされてるような、そういう状況にある施設、こういう状況を地域限定性というふうに考えまして、主な利用者の状況に応じて地域限定性を判断しようと、まずこれが1点あるわけですね。こういう施設については、後でも述べますけども、地元の方が利用されてるわけですから地元の方で管理をしていただくというふうな考え方になるわけでありまして、

次に、2つ目の基準としましては、市民必要性の状況ということでありまして、これは赤磐市民のその施設に対する需要度といたしますかニーズの程度をはかるというふうな考え方でありまして、利用されてない施設はどんなに安くていいものであってもむだであるわけでありまして、こういうふうな需要のほとんどないものについては必要ないではないか、あるいは需要があればこれは何らかの形で残さなきゃいけないではないか、そういうふうなことを考える上での考え方でありまして、ここでは具体的な検討基準として利用者の現状ですね、利用者の数とか、あるいは市民がその中で利用されているかとか、そういうふうな状況、あるいは変化の状況、増えてるのか減ってるのかということも非常に重要でありますから、こういうふう

なところも検討材料にしなから市民必要性の判断をしていこうと、こういうことが2つ目に大事ではないか。

それから、3つ目としまして、2ページ目の上でありますが、(ウ)というところにありますけども、市民公共性の状況というのがあります。これは先ほど市民にとって必要だと、よく使われてると言われまして、じゃあこれが必ず市民生活にとって必要なものなのかどうかというのはまた別な話でありまして、例えば遊園地のようなものが仮に人気があったとしても、必ず今市民にとって必要不可欠なものではないと。やはりそういう市民からこれは絶対必要だと、そういうふうな共感が多くある、こういうものというのは必要だということが多くある、必要不可欠だという認識があるというものは、これは生存権であるとか、あるいは生活権だとか、そういうものにもかかわる話でありますから、これはちょっと難しい言葉で基本的人権というふうに言いますけども、基本的人権の保障にかかわる話でありますので、こういうものは行政が責任を持ってやはり維持管理をしなければいけないと、このあたりの判断を考える上でこの概念がこの市民公共性というものでありまして、ここにありますように、具体的な検討基準としましては市民生活における必要不可欠の程度あるいは赤磐市民全体にどれだけ恩恵があるのかというようなところを考えましょうというようなことがここで書かれているわけです。

それから、4つ目の公の施設に対する評価として考えられる基準として、採算性の有無というのがあります。採算性というのは要するに費用とその収益とといいますかね、入ってくるお金、その関係のバランスを考えまして、それでもって採算性の可能性を考えよう。基本的には採算性が確保できるものについては民間でもやれるわけでありまして、そういうこともここでは考えなければいけないと。

それから、指定管理可能性というのが最後にありまして、これは今指定管理者制度というものが2003年から導入されておりますけども、その指定管理に適用できるものについてはその指定管理者制度を導入して、その施設を運用してもらおうと。ただし、この指定管理というのはあくまでも責任は行政の方にあるわけでありまして、そのあたりはしっかりと認識した上で民間のノウハウを活用するというのがここでの趣旨でありまして、ここでは指定管理可能性をはかる上で具体的な検討基準としましては、指定管理者を導入してやろうとしましても、赤磐市内に、あるいは近隣に、やってやろうと、指定管理者になってその施設を管理してあげようというふうな業者がなければ絵にかいたもちでありますから、指定管理候補者があるのかわからないのかとか、あるいは指定管理者に任せても丸投げでは非常に責任という面でお粗末でありますから、監視をする必要がある。その監視にコストがかかるようでは、やはりかえってお金がかかることとなりますので、この監視業務というものがどんな状況なのか、あるいはその指定管理者の業務を評価するノウハウもなければ、いいのか悪いのかわからないわけでありまして、このあたりも責任者としての行政の役割ではないかということで、こういう監視業務とか評価業務の状況なども考えながら指定管理可能性を探っていこうというのがここでの話であります。

以上、こういう地域限定性、市民必要性、そして市民公共性、採算性、指定管理可能性という5つの基準でその見直しのあり方を考えてはどうかというのが6人の分科会での結論となったわけであります。

問題は、じゃあこの役割分担基準をどういう形で運用するかということなんですが、これにつきましてはこの提言の文章の中の4ページをちょっとごらんいただきたいわけです。ここに公の施設の見直しのフロー図というものがありますので、それをちょっとごらんになりながら見ていただければいいわけでありますが、この今御説明いたしました5つの役割分担基準をどう運用していくのか、どう活用していくのかということなんですが、まず公の施設を見る場合に、まず地域の限定性というもので施設を落としてしまおうということなんです。ここにありますように、町内会であるとか地区であるとか、そういうところでほとんど利用されてるような施設については、基本的にはその地域で管理運営をしていただくということで地元に移譲するというのが考えであります。それぞれの公の施設には、設置条例がありますので、設置条例を廃止するという手続が当然出るわけでありますが、その結果として地元移譲でやっていただく。

地域限定性のないものは、じゃあどうするかということで、それが次の(イ)のところではありますが、地区だけで使ってるわけではないということで、そういう施設について、じゃあそれは赤磐市民全体にとって必要なのかどうかということで、ほとんど利用されていないというようなものであれば、これはお金かけて管理運営する必要はありませんので、これはもう廃止と、ここに閉鎖というふうに書いてありますかね、どなたも使われないわけですから閉鎖ということになるわけでありまして、この中で利用があるというふうな施設が次の(ウ)のふるいにかけるわけですね。

ここでは、利用はあるのだけでも、果たしてその施設が必ず行政がやらなければならない必要不可欠なものなのかというようなところで、そういう要素はないのではないかと、遊園地のような施設は多分そうじゃないかと思うんですけども、そういう施設については行政は管理をしないということで設置条例廃止ということで、結果として利用者があるわけですから、その施設については民間がそれを受け持ってやっても経営的に可能である可能性高いので、ここには民営化というふうに書いてありますけども、これは最終的にどうなるかはその業者が考えることでありまして、行政としてはもう切り離すということでありまして、

市民公共性がある、これは必要不可欠な施設であるというものについて、じゃあそれをどういうふうに管理していくかと、これ行政管理ということになりまして、次の項目に行くわけでありまして、行政管理をするにいたしましても、これは市民公共性があるから行政管理をするわけでありまして、その市民公共性が強いものと弱いものがあるということでありまして、弱いものについては、これは採算性という基準で判断をしよう。採算性があるものは現状どおりお金をそれほど食わないということで、現状維持でやってはどうか。ただし、ないものについては、これはやむを得ない話ですけども、優先順位から言いましてちょっとこれは厳し

いということで、市民公共性も弱いというものでありますから、これについては設置条例を廃止するという事で考えよう。

市民公共性のじゃあ強いもの、これはもう行政が担当するという事になるわけですが、これについてはどうするかということであります。これについても行政が担当することにはなるわけですが、民間のノウハウが活用ができるものについてはやはりそのノウハウを活用した方が節約ができますので、それを利用するという事で、指定管理制度が2003年9月から制度が始まったわけですが、これを活用しまして指定管理制度に移行するというのが一つあります。

先ほど言いました監視業務であるとか評価業務がなかなか厳しい、難しいというものについては、これは指定管理をしてもその分だけ業務コストがかかるということで、これについては直営方式でやろうということでありまして、直営方式もじゃあそのまま現状どおりでやるかといいますと、やはり何とか工夫をしるということでありまして、一つは事業統合ができないかということでありまして、赤磐市内に類似の施設があるようなものであれば、これは市民の利便性なども考慮しまして、維持管理コストなども考慮して統合できるものは統合するというふうな形で、少しでも節約ができるような形で運営をしていく、あるいはそういうふうな事業統合ができないものについても、事業それ自体の運営の改善を行うことによりまして今後公の施設の運営をしていただくというような形でやるということでありまして、今言いましたように公の施設の見直しをこの5つの基準、地域限定性でまず切って、そこで地域限定のものを全部ふるいで落とししました後、残ったものを市民必要性、市民公共性、採算性、指定管理可能性というふうな形で分けていくと、仕分けをしていくというのが我々が提示した考えであります。

こういうふうなこの5つの基準を使ってふるいにかけてみると、大体施設の方向性というのは、ちょっと戻っていただきますが、3ページの上の方に表がちょっとありますけども、こういうふうな7つの形に分けられると。最初の3つというのは、要するに行政から切り離すということでありまして、設置条例の廃止ということで切り離すということで、その結果としてそれぞれその施設の特性に応じて地元移譲になったり民営化されたり、あるいはそのまま閉鎖になったりというような形になります。それから、残ったものについては、これは行政の責任をもって管理をするわけでありまして、これを行政管理という形にしてるわけですが、行政管理も指定管理できるものは指定管理をして、それ以外のものも工夫ができるものであれば事業統合や管理運営の改善をするというような形で見直しをしていこうということになります。ですから、こういうふうな7つの中のどこかに最終的にはおさまるということになるわけでありまして。こういうふうな形で、今赤磐市にあります公の施設を見直していく、これが官民の役割分担の基準でありルールであるということで、我々は赤磐モデルというふうな名づけるわけですが、こういう手法をもって公の施設を見直していこうということになります。

ただ、こういうふうな赤磐市の公の施設を見直すに当たりまして、やはりこれが実効性を

伴わなければ意味がないわけでありまして、今回のこの提言の最大の目玉は、私が考えてる最大の目玉は、3ページのこの表のすぐ下にありますけども、次の文章なんですね。こういうふうな形で7種類に分類をして、公の施設のあり方を評価するということではありますが、ちょっと読みますと、さらに公の施設のあり方の最終的な判断に際しては、平成20年度の早い時期に条例に基づく第三者機関を設置し、その機関による評価を尊重して最終的な方向性を決定されたいと。なお、条例に基づく第三者機関の設置については既存審議会等の改編による対応とするなど、新たな審議会等の設置を行うことのないように配慮されたいというふうになっておりますが、ここが非常に重要な点かと思えます。要するにきちんとした基準に基づいて公の施設の見直しをしたとしても、行政の最高意思決定機関は議会でありますので、そこがやはりそっぽを向いてたんではなかなか話は進まないわけであります。ですから、そういう意味では議会にも承認していただくような、そういうふうな第三者機関というものが必要でありまして、その承認というのはやはり条例という形でもって目に見えるものになるというふうには私は考えるわけです。ですから、やはりこういう第三者機関を設けて、今言いました5つの基準を適用しながら公の施設を見直していくにしても、その結論をやはり実効性のあるものにするためには、議会も認めた、つまり条例に基づいた第三者機関でなければその実効性は危ぶまれるということでありまして、このこともあわせて提言の中に盛り込んだわけでありまして、これは私としてはかなり踏み込んだ表現ではないかというふうに思いますが、こういう形で提言書にはまとめたいというふうに思っております。

こういうふうな公の施設をこの提言書の5ページ、6ページにありますような評価シートという道具でもって評価をいたしまして、そして21年度までに赤磐市のすべての公の施設についてそのあり方を具体的に提言をするというようなことを提言するというのが今回の提言書の中身であります。

以上、ちょっと非常に説明が長くなりましたけども、この提言の内容に関して、参加されていない方が多いですので、その経過の説明と提言の中身について説明をさせていただきました。

これは既に皆さんお読みになってると思いますけれども、この本年度の提言案につきまして、この会議で効率的に議論を進めるために、事前に皆さんには郵送させていただきました、意見があれば意見を事前にお出ししていただくようにしたわけでありまして、事前にお送りいただいた意見につきまして、幾つか意見が出ておりますので、その状況についてどのようなことになってるのか、事務局の方から説明をしていただきたいと思います。お願いします。

事務局 委員の皆様には事前に御意見をいただくということで提言案をお送りしていただきましたが、実施に当たっての要望点を何点かいただいておりますが、内容についての御意見としては特にはありませんでした。ということで、提言案につきましては基本的に皆様の御理解がいただけたものと理解しております。

御意見として、「第三者機関については市の置かれている状況、事業の分野などにより、簡単に結論が出ないものもあると思われるので、問題点に十分配慮しながら公正な視点で議論さ

れることを望みます。」、「実施に当たっては各省庁、自治体の動きを十分勘案の上、作業を進めてもらいたい。」、「市内にはいろいろな施設があるが、利用度が少なく限られた人が利用している施設がほとんどだと思う。いま一度現状をよく把握して、統合できるものは統合したらよいのではないか。本当に必要なものは残せばよいのではないか。」、「この項目は大切だと思う。」と、これが2ページの(2)のところになりますが、 から の項目について、この項目は大切だと思うと。それから、2ページの(2)の のところになりますが、字句についての意見ということで、「設置条例廃止、地元移譲とすると、地元移譲」とを入れて、「地元移譲とする」と。それから、「(イ)の市民必要性の「有無を判断する」というのを「有無で判断する」に変えた方がいいんじゃないか。」と。それから、(2)の のb)のア)のところになりますが、次の3点を配慮した上でということ、「3点到配慮「に」を「を」に変えたらどうか。」という御意見です。それから、4ページ、7ページにわたりますが、「4ページのフロー図はよく理解できるが、7ページのスキームは難しいのではないかと、フローの方が理解しやすいと思う。」と。これにつきましては、それぞれこのフロー図とスキームについては役割、目的がちょっと違いますので、フローの方は個別の施設をどのように見直すかについてを書いたもので、スキームにつきましては施設の見直し全体をどのように行うか、事務手順について示したものですので、御理解いただきたいということになります。

それから、もう一点ちょっと追加というか、気がついたところを言わせていただきたいと思います。1ページの方の1の提言の趣旨のところにあります。これの下2番の行政と民間の役割分担基準のその運用の上の下から4行目になります。なお、市長はこの提言に基づき、法令で定めるものを除きとありまして、本市公の施設とありますが、「本市」というところを「赤磐市」に変えさせていただいたらどうかと。ほかのところの表現も赤磐市という言い回しになっておりますので、本市というよりも、ここも赤磐市公の施設の既存の管理方針にさせていただけたらと思います。それから、そのすぐ下の2の行政と民間の役割分担基準とその運用についての出だしの頭の「本市が設置するすべての公の施設」、これも「赤磐市が設置するすべての公の施設について」と。それから、3ページの方にも同じように出てきて、その表のちょうど右下のところになります。「用いて本市」とありますが、これも「赤磐市」、それから3の維持管理コストの平準化についての2段落目の「また本市」の「本市」、それから2行目のところにもまた「本市」というのがありますが、これも「赤磐市」、それから4番の公の施設の見直し基準、見直しの実施についての出だしの「本市」も「赤磐市」と、それからその1行目の右の方になりますが、最後の文節の方、「本市のすべての公の施設」の「本市」を、これも「赤磐市」に変えさせていただければということをお願いしたいと思います。したがって、先ほどの御意見の中の字句の修正の御意見と、ただいまの「本市」を「赤磐市」に変えさせていただければということで、その辺のところを御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

先ほど言いましたように、この提言書の審議に当たりましては、当日いろんな意見が出てきましてもちょっと時間もかかるという可能性もありましたので、あらかじめ皆さんにこういうものでいかがかということで提言案を出させていただきまして、審議会での御発言につきましては基本的にこの事前にお送りいただいたものに限らせていただくということを文書でもお示しさせていただいたわけですが、今事務局の方からお話をお聞きしますと、この内容に対する御意見はなかったということでもあります。表現の修正については、ごらんのペーパーの中に書かれてる、幾つかありまして、これについてはどうかということと、先ほどの赤磐市の方ですね。「本市」のところを「赤磐市」に修正するというところなんですけども、いかがでしょうか。

委員 この修正でよろしいんじゃない。

議長 はい、ありがとうございます。そうしますと、一応今修正をした表現上の修正がありますけども、その部分を修正した上で皆さんの合意が得られるということで、ここでは確認をさせていただきたいというふうに思います。じゃあそういうことで、よろしく願いいたします。

これは後でちょっと修正を加えて、提言の成案をまた準備をさせていただいて、今、後でこの場で見させていただきたいというふうに思いますので、しばらくちょっと時間をいただきたいと思えます。

あと、この時間を利用いたしまして、(2)ですね、審議事項の(2)ですけども、その他につきまして、事務局の方から何かありましたら御説明の方よろしく願いいたします。

もう一度、じゃあさっきのね。ちょっともう一度、最終的な確認ちょっと諮りたいと思えます。

まず、ここに配ってあります提言に関する御意見一覧のところの表現の字句の修正部分がありますけども、設置条例、地元移譲とする、「と」を加えるとかというところがあります。この部分を修正をするということでありまして、あと先ほど事務局の方から言われました赤磐市の修正箇所ですね。ちょっともう一度、確認の意味で言っていただけますかね。

事務局 それでは、1ページの方になりますが、1の提言の趣旨の段落の下から4行目、「本市公の施設」を「赤磐市公の施設」、2の行政と民間の役割分担基準とその運用についての出だしの「本市が設置する」が「赤磐市が設置する」、2ページの方で、(2)の役割分担基準に基づく施設の見直しの考え方で、の地域限定性のない公の施設は(イ)市民必要性の「有無を」を「有無で」判断すると。それから、その上のの最後のところになりますが、設置条例廃止(地元移譲)「と」を入れまして、「地元移譲とする」。それから、のa)、これの最後のところの設置条例廃止(民営化)、この後に「と」を入れまして、「民営化とする」、「設置条例廃止とする」ですね。それから、の最後のところになりますが、設置条例廃止(閉鎖)とする、これも「と」を入れると。それから、のa)の最後のところになりますが、(民営化)とする。それから、のアの事業統合の1行目になりますが、その

最後のところに、次の3点を配慮した上とするところあるんですが、これちょっと「に」がいいのか「を」がいいのかというのが若干気になるところでありますが。ちょっと気にかかりますのが、先ほど(2)の のところで終わりの方になりますが、(イ)市民必要性の「有無で判断する」と「有無を判断する」と、若干ちょっとニュアンスが変わってくるのではないかということで、これは多少気になるということと、それから下のアの事業統合の、次の3点に配慮したというのを、「に」を「を」に変えるというのがちょっとどんなかなというところがありますが。

委員 全部「を」になっとるよ。

議長 ちょっとマイクで言っていただけますか。

委員 今の「を」を「で」に変えるというんですけど、これは下の方にも有無を判断するということで、一連の流れからすれば「を」のままでもいいんかなあと。4のところに採算性の有無を判断するとか、それからその上の市民公共性の強弱を判断するとか、全部「を」になってますんで、2番のところはそのまま有無を判断するでもいいんではないかなあとと思います。

それから、一番下の、次の3点に配慮したところは、「を」に直さなくて、このまま「に」でもいいんではないかなと、文章の流れからしたらそう思いますけれど、どうでしょうか。

議長 私もそれでいいんじゃないかなと思いますが、何か異論があれば、よろしいでしょうか。

{「異議なし」と呼ぶ者あり}

議長 じゃあ、そういう形で修正をお願いできますでしょうか。

事務局 はい。それでは、(2)のところにつきましては、設置条例廃止とするの「と」を入れると。それから、のa)のところに民営化とすると、「と」を入れると、その修正をさせていただくということになります。それから、3ページの方で、表のすぐ下にあります1行目の最後のところの「本市」を「赤磐市」、それから3の維持管理コストの平準化についての2段落目の「また本市」とあります、これを「赤磐市の公の施設は」と。その2行目のところの「ことから、本市のすべての」を「赤磐市のすべての公の施設」と。それから、4の公の施設見直しの実施の出だしの頭を「本市」を「赤磐市行財政改革大綱」と。それから、その行の終わりの方にあります「本市のすべての」というのを「赤磐市のすべての公の施設」と、こういうふうに変更をさせていただくということで、よろしく願いいたします。

議長 もうくどくどと言いませんけども、今事務局の方から再度ちょっと確認の修正点の説明がありましたけども、よろしいでしょうか。

{「異議なし」と呼ぶ者あり}

議長 それでは、この修正を加えました提言の成案を準備いたしますので、しばらく時間をいただきたいというふうに思います。40分ぐらいですか、40分程度お時間をいただきたいと思っておりますけれども、この時間を利用いたしまして、次の会議次第の2番目ではありますが、その他について事務局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 それでは、平成20年度の第1回の審議会の日程について御相談ですが、第1回目の審議会を4月18日の金曜日、この日にちに予定をさせていただけたらと思います。時間的には13時30分、きょうと同じような時間になりますが、この予定を立てさせていただきたいと思います。

それから1点、前回の審議会のときに簡単に報告しておりましたが、事務事業評価の結果の概要がまとまりました。評価の結果が一覧表としてまとまりましたので、それをここでお配りしたいと思いますので、後ほどまたごらんいただけたらと思います。

事務局から、その他については以上です。

議長 来年度のちょっと日程の話ですけども、次回、来年度の第1回が4月18日の金曜日の13時30分からということをお願いしたいということが1点、それから事務事業評価の結果が出たということで、これはこの審議会では審議はいたしませんけども、ごらんいただいて今後の参考にさせていただければというふうに思いますので、後で配付されるということですね。ということをお願いします。

事務局 それから、ちょっと申し忘れましたが、この評価結果の一覧表につきましては、赤磐市のホームページの方にもきょうから掲載ということで、インターネットの方でごらんいただけるようにしておりますので、また機会がありましたらごらんいただきたいと思います。結果につきましてはきょうお配りする一覧表と同じものです。

議長 よろしいですか。

事務局からの連絡は以上ですけども、そのほか何かありますでしょうか。

委員、何か。はい。

委員 前回にも、ずっと前ですけども、少し申し上げたことがあるんですけど、滞納整理のことについて、これは金額が大きい。今回の場合に行革というのが18億円ということですけども、実収入の関係が、税金を初めとしてその他の関係ですべて合計しますと14億円からあると、こういう。そして、これが減るのかなということなんですけど、見通しとしたらどうも減りそうにない。増えても減らない、こういう状況ではなからうかと、こういうふうに思います。したがって、私は前回にもちょっと差し押さえとかそういうことを申し上げましたが、今行政がおやりになる整理組合というのが岡山県下に結成されておりまして、経費をそれに幾ら払っておられるかはわかりませんが、年間通じて出しておる。ところが、それが功を奏しておるかというたら、私の目から見ますとそう功を奏していない。そうになってまいりますと、大体最長で5年ほどたったら時効にかかるんですから、そうしたらもう未収の収納不能で整理してしまうわけなんですな。それでいいのかどうか、市民の方がお知りになって、そういうことを金額からすべてお知りになったときには世論としてなかなか難しさがあるんじゃないか。そこで、この行革じゃありませんけれども、顧問弁護士さんもいらっしゃるわけですから、整理Gメン的なものを赤磐市として可能なだけの条例をつくって始めたらどうかなというふうに私は思っております。議会の方がどういうふうな考え方をせられるかわかりま

せんけれども、議会の方もそうこれについてはおっしゃっていない、余り考えておられないんじゃないだろうか、こういうふうには思っております。

それで、去年は職員さんを特別に動員をされまして、各滞納のところをお回りになった、こういうことも聞いております。お知らせもありました。ところが、これが全く成果がないとは言えませんが、大変な労力であります。こうしたことで、どの程度の成果が上がったのか、それはわかりませんが、いろいろと滞納の分割でお支払いになる、こういう約束もできたと、こういうふうなことは聞いております。ところが、前にも申し上げましたように、どうも減りそうにない、そして日にちがたてばもう収納不能に処理されてしまう。そこで、全国を見渡しますと、ちょこちょこそれに対していろんな知恵を出しておられる市町村もあるわけでありまして、赤磐としてもひとつモデルではありませんけど、特別なGメン制度のようなものをつくってやられる方がいいんじゃないだろうかというふうに思います。整理組合の方はそう期待はできんのではなかろうかなと、こういうふうに思っております。

したがって、そうしたことを幾ら資金がたぎ込まれておるかわかりませんが、負担金があるかわかりませんが、そうしたこともできれば赤磐としての処理をする方に回された方が今後はいいんじゃないかな。これから石油も上がっておりますし、物価も上がってまいります。こうなると、余計に滞納が増える可能性が予測されると、こういうふうには思っております。それですから、できるだけ早い時点で処理ができるような形のものをつくらんと徴収ができない、差し押さえをしてももう金融機関が大体一番でありまして、それを競売に付したってお金が回ってこない、そういう日本の制度になっておりますので、ですからこれはいけない。できるだけ早い時点で処置をさせていただいて、そして御家庭の状況というのを聞いてみると、本当に困っておられる方については別の形で手を差し伸べるという方法があるわけありますから、そういうことで、知恵を絞っていただいでやっていただきたいと、かように思います。

そうしていきますと、行革の関係もこうして皆さん方が知恵を出されて、いい方法が決定されて進んでいく、こういう形になっておりますが、今も20年度の予算が、まだ議会が終わっておりませんから決定ということではなりませんけども、皆さん方が大きな努力をされまして、これも見通しができた、こういうふうにお伺いをしておるわけでありまして、そうなりますと、この3年間でということいろいろこういうふうに行革の関係が知恵を絞っておるわけでありまして、大体目安ができたような感じができます。いわゆる金銭的に皆さん方が大いに努力して、そして節約をして、そして最大限の効果を上げると、こういう形に近づいていったなど、こういうふうには私自身は思っておりますが、大体が目標としたら達成をした形になっておるようにも思います。

以上のようなことをちょっとお時間をかけて申し上げたと、こういうことであります。失礼しました。

議長 本日の提言などはどちらかというと歳出削減の方の話になりますけども、今の 委

員がおっしゃいましたのは歳入面での行革ってことで、徴収対策についてどのようなことをお考えなのかということなんですけれども、せっかくの機会ですので、もし今お答えできるところがありましたら御回答お願いいたします。

事務局 貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございます。今、委員さんも言われましたように、昨年この審議会の方から提言をいただく中で、歳出の削減のみでなしに歳入確保も当然必要であるというようなことから、全市職員を挙げまして本年度夜間徴収それから休日徴収等、日曜日の徴収等をやらせていただきました。この関係につきましても、これも委員さん先ほど申されましたけれども、平日ではなかなか会えない方につきましても、夜間あるいは休日ですとお会いしお話ができたというような状況もございますし、また納付もいただき、分納約束等もかなりいただいたと、効果的にはよかったのではないかというようなことを考えております。

それから、現在組合委託の方へ、組合の方へ滞納整理については委託をいたしておりますけれども、組合の方におきましても人員の問題でなかなか十分なこともしていただけないというようなこともございますけれども、委託させていただいたものにつきましてはかなりの徴収等が出てまいっておりますので、これにつきましても今後組合の方と調整をさせていただく中で、十分その辺のところは検討させていただきたいというふうに思います。

それから、来年度の関係でございますけれども、これも差し押さえとかそういう滞納整理の事務につきまして、市の方ではなかなか職員では無理であるというようなことから、組合委託の方へさせていただいておりますけれども、今の予定でございますと、20年度からにつきましては県の方から職員の方を派遣いただきまして、これは2名体制で週にたしか2日だったと思います。こちらの方へ来ていただいて、いろいろとそういった滞納整理等につきましての御指導をいただけるというような予定で現在考えております。

その他いろいろ御意見いただきましたけれども、先ほども申し上げましたように、歳出の削減のみでなしに歳入の確保、そういった関係につきましても今後十分やっていきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 そうしますと、まだ少し準備がかかるようですので、いましばらく休憩をとりたいと思ひます。準備が整いましたらまた御連絡させていただきますので、それまでの間休憩としたいと思ひます。よろしくお願ひします。

午後 2 時35分 休憩

午後 2 時50分 再開

議長 それでは最終確認をしたいと思います。先ほどの事務局の説明並びに私の方からの説明をもう一度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。変更点のみちょっと確認をさせていただきたいと思います。

初めに、赤磐市というところが、「本市」を「赤磐市」に直すところが何カ所があったんですが、それをもう一度見ていただきますと、すべて赤字で修正されてありますので、見ていただきたいと思いますが、まず1ページ、赤磐市の部分だけ直しますね。1ページの提言の趣旨というところがありますが、その提言の趣旨の段落の下から4行目のところに赤磐市のという形で入ってまして、ここはまず1つです。それから、2つ目の赤磐市の修正が、今度は2の行政と民間の役割分担基準とその運用について、この段落の最初の行ですね、ここに赤磐市と赤字が出てますね。それから、赤磐市についてまとめて言いますと、3ページです。3ページの中に5カ所ありまして、1つはこの表のすぐ下の行、別紙公の施設評価シートを用いて赤磐市のというところで修正されてます。それから、今度は3の維持管理コストの平準化についての段落ですが、ここの2つ目の段落、またの次、赤磐市の公の施設はところがあります。それから、次のすぐ下の行ですけれども、赤磐市のすべての公の施設ではという形で修正されてます。それから、今度は4番目の4の公の施設見直しの実施についてというところで、最初の行です。赤磐市というふうに直してますし、それから同じ行の最後の方ですね、赤磐市のすべての公の施設という形で直してます。

以上7カ所、赤磐市については修正を、「本市」を「赤磐市」というふうに修正しております。

それから次に、「と」を入れるところですが、2ページの(2)の役割分担基準に基づく施設見直しの考え方のところですが、最初の、設置条例廃止(地元移譲)とするのところに、これまでは移譲するになってましたけど、その間に「と」を入れます。それから、2行下ですね。a)のところですが、ここにも市民必要性のない公の施設は設置条例廃止(閉鎖)とするというふうになってます。それからさらに、のa)のところです。市民公共性のない公の施設は設置条例廃止(民営化)の次に「と」を入れまして、「とする」ということで、「と」の挿入を以上3カ所してありまして、先ほどのものにはなかったところに「と」を入れてあります。

「本市」を「赤磐市」に直したところが7カ所、それから「と」を新たに挿入したところが3カ所ということで、先ほどの確認をしていただいたところですけども、このように修正をいたしました。いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、これをもちましてこの提言案を本年度の提言というふうにしたいと思いません。

提言書ができ上がりましたので、きょう本日提言を行うことが可能になりました。本日、次回本来ですと2月にもあるんですが、本日提言を行ってはというふうに思いますけども、いか

がでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ありがとうございます。それでは、本日提言を行いたいと思います。

提言書としてちょっと整える時間が必要ですので、また申しわけありませんが15分ほど休憩をとりたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 すいません、休憩の前に連絡ということをお願いしたいんですが、本日のこの会議で提言をいただくということになりましたので、本年度の審議会につきましては今回で終了ということになるかと思います。したがって、2月に開催予定しておりました第4回目の審議会の方は取りやめといたしまして、次回は4月18日金曜日の20年度第1回審議会となりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 すいません、改めて事務局の方から確認をしていただきました。次回はありませんと、次回はもう来年度ということになります。

それでは、しばらくの間ちょっと休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後2時56分 休憩

午後3時3分 再開

事務局 お待たせしました。それでは、準備が整いましたので、多田会長から荒嶋市長へ提言書の提出をお願いいたします。多田会長、荒嶋市長、会長席の前の方へお進みください。それでは、お願いいたします。

会長 それでは、本年度の行財政改革審議会の提言を行います。

本審議会は、赤磐市の公の施設の見直しに関するルールづくりにつきまして、1年間にわたり重点的に検討審議してまいりました。昨年度も提言しましたように、公の施設の維持管理につきましては多くの自治体でその財政を圧迫する要因となっております。赤磐市も例外ではなく、平成21年度までに一般財源ベースで18億円程度の歳出削減に取り組まれる中で、この公の施設の見直しというものが急務になってくると思います。

このことから、本審議会は本年度、赤磐市の公の施設の維持管理につきまして、官民の役割分担を明確化する赤磐モデルとも言うべき管理手法と公の施設の総点検について提言をいたしますので、市長におかれましてはこの提言を十分に受けとめていただきまして、公の施設の見直しを断行していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

市長 ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。お席の方にお戻りください。

それでは、提言を受けました荒嶋市長からごあいさつを申し上げます。お願いします。

市長 皆様、本日は大変お忙しい中、行財政改革審議会にお集まりをいただき、まことにあ

りがとうございます。また、日ごろから市政の推進につきまして御理解と御協力をいただきありがとうございますこと、あわせてお礼を申し上げます。

さて、本年度は昨年度いただきました提言に基づきまして、公の施設の見直しについて、特に取り上げて検討いただくため、この審議会に公の施設の見直しに関する分科会を設置していただきまして、6回にわたる会議の中で集中的に審議をいただきました。私も途中、参加させていただきましたが、委員の皆様御熱心な御議論により、公の施設の見直しの考え方がまとまっていくのを目の当たりにして、私自身も改めて行財政改革の推進に努めなければならないと、身の引き締まる思いがいたしました。

また、これも昨年度の提言によるものでございますが、現在本市では歳出削減に取り組んでおり、おかげさまで今現在のところ、平成20年度当初予算の編成案では平成19年度当初予算に比べまして一般会計で25億円程度の減額となり、基金から繰り入れが約10億円減の8億円程度で済む見通しでございます。さらに、年度末、決算時までにおいて2億円の削減、繰り入れも6億円程度に抑えていきたいと、このように思っておるところでございます。これもひとえに委員の皆様の熱心な御議論の結果と本市職員の努力によるものと感謝申し上げますとともに、引き続き確実に歳出削減に取り組んでまいり所存でございます。

一方では、企業誘致も積極的に取り組みまして、固定した自主財源の確保に努めてまいりたいと、このようにも考えております。この歳出削減を確実に実施するためにも、提言にもございましたとおり、公の施設の見直し実施は避けて通ることのできない道でございます。今後は、いただいたこの提言をもとに、本年度中に本市の公の施設の見直し方針を策定いたしまして、全庁に通知をいたしたいと思っております。そして、来年度早々に公の施設の見直しに着手いたしまして、さらなる財政の健全化を目指してまいりたいと、このように考えております。

私は、提言にございます第三者の機関につきましては、これまで本市の行財政改革について御議論いただき、本市の抱える問題点を熟知しておられる皆様方行財政改革審議会にその役割を果たしていただくのが最も効果的であると考えております。本市の公の施設のあり方に関する意思決定に御参加いただくことになる重責でございますが、何とぞ引き続きよろしく願いを申し上げます。

あわせて、私自身、いただいた提言を真摯に受けとめますとともに、職員にこの提言をよく理解させ、引き続き全庁一丸となって行財政改革の推進に邁進してまいり所存でございます。委員の皆様には引き続きそれぞれのお立場から本市の行財政改革につきまして御意見や御提言をいただきますとともに、なお一層の御支援、御協力を心からお願い申し上げまして、ごあいさついたします。本日はまことにありがとうございました。

事務局 これをもちまして本年度の赤磐市行財政改革審議会の会議はすべて終了いたしました。

では、会長、閉会の宣告をお願いいたします。

議長 どうも皆さん御苦労さまでございました。1年間にわたりまして、公の施設の見直し

を中心とした審議をいたしまして、提言にきょうの内容のような形で盛り込むことができました。それ以外にも行財政改革の進捗状況であるとか、きょうも 委員の方から徴収対策についての御意見などもありまして、いろんな形で行財政改革に関する市民の意向を我々を媒介にして発言することができたというふうに思っております。

今回、赤磐モデルのルールができたわけでありますけども、先ほど市長がおっしゃいましたように、そのルールを生かす意味でも、今後は強力な推進体制を構築していただく必要があるかというふうに思っておりますので、先ほど市長の方から力強いお言葉をお聞きしましたので、来年度、皆さんが審議されてつくられたこの赤磐モデルが本格的に始動するのではないかとというふうに期待しております。

また、今回条例に盛り込むということで、議会の承認もなければこれは動かないという話をいたしましたけども、私、新聞報道でしかわかりませんが、新聞報道によりますと、議会も新しい議長さんが決まられて、議員定数も22になるということで、また新しく議会も再構築されて動き出したやに聞いております。この議会改革につきましても、この審議会の中でも提言いたしましたし、私と副会長さんの方で議会の方にも何度か足を運ばせていただきまして、皆さんの御意見をお伝えをしております。こういうことがそういう定数削減などにもつながったのではないかとというふうに考えております。

今後、こういうふうな形で行財政改革に我々の審議会が影響力を与えられるように頑張っていきたいと思っておりますので、来年度も何とぞよろしくお願いたします。きょうはどうもありがとうございました。

事務局 どうも本日は皆様ありがとうございました。本日の会議はすべて終了といたします。御苦労さまでした。

午後3時13分 閉会